



県 章

滋賀県公報

令和 7 年（2025 年）
9 月 30 日
第 653 号
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 規 則	
※滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則（DX推進課）	1
○ 告 示	
滋賀県特別高圧電力料金負担軽減支援事業における支援金の支出事務の委託（商工政策課）	2
えびたつべ漁業、よし巻漁業、かご漁業、竹筒漁業および延縄漁業の制限措置および許可または起業の認可の申請期間（水産課）	2
引縄釣漁業の制限措置および許可または起業の認可の申請期間（水産課）	3
○ 公 告	
令和 7 年度ふぐ処理者試験実施公告（生活衛生課）	3
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告（都市計画課）	4
○ 環 境 事 務 所 告 示	
土壤汚染対策法第11条第2項の規定による一部の指定の解除（甲賀）	5
○ 健 康 福 祉 事 務 所 告 示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定（甲賀）	5
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出（湖東）	5
○ 教 育 委 員 会 規 則	
※滋賀県教育委員会等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則（教育総務課）	6
○ 公 安 委 員 会 規 則	
※滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（運転免許課）	6
○ 公 安 委 員 会 告 示	
道路交通法第44条第2項第2号の規定による乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車または駐車に関する合意（交通規制課）	6
○ 琵琶湖海区漁業調整委員会指示	
遊漁者によるビワマス引縄釣等の承認制に関する委員会指示	7
○ 病 院 事 業 庁 規 程	
※滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程の一部改正	8

規 則

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第57号

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則（平成16年滋賀県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の項中「第27条第2項」を「第21条の2第1項第3号イおよびエならびに第27条第2項」に改め、同表滋賀県税規則（昭和25年滋賀県規則第55号）の項中「第10条第2項」の右に「、

第11条の2第3項および第11条の2の2第3項」を加え、同表養蜂振興法（昭和30年法律第180号）の項の次に次のように加える。

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）	第12条第1項、第16条第1項および第2項、第19条第1項、第21条第1項、第3項および第4項、第27条第1項、第28条第1項、第30条第1項、第35条第1項および第2項、第38条第1項ならびに第40条第1項、第3項および第4項
------------------------------	--

別表滋賀県老人福祉法施行細則（昭和38年滋賀県規則第59号）の項の次に次のように加える。

都市計画法（昭和43年法律第100号）	第29条第1項および第2項、第34条の2第1項（第35条の2第4項において準用する場合を含む。）、第35条の2第1項、第36条第1項、第38条、第41条第2項ただし書、第42条第1項ただし書、第43条第1項および第3項、第45条ならびに第47条第5項
都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）	第60条第1項

付 則

この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

告 示

滋賀県告示第344号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県特別高压電力料金負担軽減支援事業における支援金の支出事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 9 月 30 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称 株式会社エイチ・アイ・エス関西公務法人営業所
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 大阪府大阪市北区梅田 3－4－5 毎日インテシオ16階
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県特別高压電力料金負担軽減支援事業に係る支援金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和 7 年 9 月 1 日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和 7 年 9 月 1 日

滋賀県告示第345号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第103号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定するえびたつべ漁業、同項第 8 号に規定するよし巻漁業、同項第 9 号に規定するかご漁業、同項第10号に規定する竹筒漁業および同項第11号に規定する延縄漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定め、令和 7 年10月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 30 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操 業 区 域	漁業時期	漁業を営む者の資格
えびたつべ漁業（動力漁船を使用するもの）	定数なし	5 トン以下	127キロワット以下	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
えびたつべ漁業（動力						滋賀県に

漁船を使用 しないもの)	定数なし	—	—	県内全域	周年	住所を有 する者
よし巻漁業	定数なし	—	—	琵琶湖	7 月 20 日 から翌年 4 月 30 日 まで	滋賀県に 住所を有 する者
かご漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に 住所を有 する者
竹筒漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に 住所を有 する者
延縄漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に 住所を有 する者

2 申請期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

滋賀県告示第 346 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第 103 号）第 4 条第 1 項第 12 号に規定する引縄釣漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定め、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 30 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業 者の数	船舶の総ト ン数	推進機関の 馬力数	操 業 区 域	漁業時期	漁業を営 む者の資 格
引縄釣漁業	65 人以内	—	—	琵琶湖	12 月 1 日 から翌年 9 月 30 日 まで	滋賀県に 住所を有 する者

2 申請期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 7 年 11 月 1 日まで

公 告

令和 7 年度ふぐ処理者試験実施公告

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例（平成 4 年滋賀県条例第 42 号）第 5 条の規定に基づき、ふぐ処理者試験を次のとおり実施する。

令和 7 年 9 月 30 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 試験日および科目

(1) 第 1 日目

ア 試験日時 令和 8 年 1 月 27 日（火） 試験時間は、受験票に記載する。

イ 科目

(ア) 学科試験 衛生法規、水産食品の衛生に関する知識およびふぐに関する知識

(イ) 実技試験 ふぐの種類の識別

(2) 第 2 日目

ア 試験日時 令和 8 年 1 月 28 日（水） 試験時間は、受験票に記載する。

イ 科目 実技試験 ふぐの処理技術およびふぐの内臓の識別

2 試験場所 滋賀県立男女共同参画センター(近江八幡市鷹飼町80-4)

3 受験資格 なし

4 提出書類

(1) 受験願書 1部

(2) 写真 1葉(出願前6月以内に撮影した脱帽、上半身正面向きで、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさの写真で、裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの)

5 試験手数料 7,800円(滋賀県収入証紙または各保健所(大津市保健所を除く。)もしくは県庁でのキャッシュレス決済による。)

6 受験願書の受付期間等および受付場所

(1) 受付期間等 令和7年11月28日(金)から令和7年12月5日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までに、原則として、受験者本人が持参すること。

なお、郵送による受験願書の受付は、行わない。

(2) 受付場所

ア 県内に居住し、または就業している者は、その区域を所管する次の機関に提出すること。

滋賀県南部健康福祉事務所(草津保健所) 草津市草津三丁目14-75

滋賀県甲賀健康福祉事務所(甲賀保健所) 甲賀市水口町水口6200

滋賀県東近江健康福祉事務所(東近江保健所) 東近江市八日市緑町8-22

滋賀県湖東健康福祉事務所(彦根保健所) 彦根市和田町41

滋賀県湖北健康福祉事務所(長浜保健所) 長浜市平方町1152-2

滋賀県高島健康福祉事務所(高島保健所) 高島市今津町今津448-45

大津市保健所 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津1階

イ ア以外の者は、滋賀県健康医療福祉部生活衛生課(大津市京町四丁目1番1号)に提出すること。

7 合格発表 令和8年2月27日(金)午前10時に県庁正面玄関前掲示板、各合同庁舎(大津合同庁舎および木之本合同庁舎を除く。)の行政情報コーナーおよび県内の各保健所の掲示板ならびに県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者に通知する。

なお、電話による問合せには、一切応じない。

8 試験結果の本人への提供 口頭による試験結果の提供の求めは、次に定めるところにより本人に限り行うことができる。

(1) 期間 令和8年2月27日(金)から令和8年3月27日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

(2) 時間 午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで(令和8年2月27日(金)は、午前10時から正午までおよび午後1時から午後5時まで)

(3) 場所 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課(大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館2階)

(4) 持参するもの 令和7年度ふぐ処理者試験受験票

(5) 開示する内容 総合得点および科目別得点

(6) その他

ア 提供を求めることができる試験結果は、本人のものに限る。

イ 電話による問合せには、一切応じない。

9 受験願書等の交付および問合せ先 県内の各保健所および滋賀県健康医療福祉部生活衛生課

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

守山市が令和7年9月30日に決定した大津湖南都市計画地区計画(今市町地区地区計画)に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和7年9月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14-75

環 境 事 務 所 告 示

滋賀県甲賀環境事務所告示第 3 号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2 項の規定により、令和 5 年滋賀県甲賀環境事務所告示第 3 号により指定した形質変更時要届出区域の一部の指定を解除する。

令和 7 年 9 月 30 日

滋賀県甲賀環境事務所長 森 脇 賢

- 1 指定を解除する区域の所在地 湖南市高松町 2 番 1 の一部
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第 1 項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素およびその化合物
- 4 土壌含有量基準（規則第31条第 2 項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 なし
- 5 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）

健 康 福 祉 事 務 所 告 示

滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第 1 項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和 7 年 9 月 30 日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 松 原 峰 生

事 業 所 の 名 称	事業所の 所 在 地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の 所 在 地	サービスの 種 類	指定年月日	介 護 保 険 事業所番号
訪問看護ステーション こすもす湖南	湖南市中央一丁目42番地ライフレジデンス21 201号室	株式会社優愛 代表取締役 井口敏宏	守山市川田町291－14	訪問看護 介護予防訪問看護	令和 7 . 10 . 1	2562390100

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和 7 年 9 月 30 日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 平 野 雅 穂

事 業 所 の 名 称	事業所の 所 在 地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の 所 在 地	サービスの 種 類	介 護 保 険 事業所番号	廃止年月日
ニチイケアセンター彦根駅前	彦 根 市 旭 町 2－5	株式会社ニチイ学館 代表取締役 中川創太	東京都千代田区 神田駿河台四丁目 6 番地	訪問介護	2570201497	令和 7 . 9 . 30
レッツ倶楽部高宮町	彦根市高宮町903番地 1 レマールージュ店舗 1 号室	株式会社山根メディカル 代表取締役 山根ゆかり	甲賀市水口町下山743番地28	通所介護	2570201521	令和 7 . 9 . 30

教 育 委 員 会 規 則			
滋賀県教育委員会等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和 7 年 9 月 30 日 滋賀県教育委員会教育長 村 井 泰 彦 滋賀県教育委員会規則第 6 号 滋賀県教育委員会等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則 滋賀県教育委員会等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則（平成16年滋賀県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。 別表地方自治法（昭和22年法律第67号）の項の次に次のように加える。 <table><tr><td>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）</td><td>第 5 条 の 2 第 1 項および第 3 項ならびに第15条</td></tr></table> 付 則 この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。		教育職員免許法（昭和24年法律第147号）	第 5 条 の 2 第 1 項および第 3 項ならびに第15条
教育職員免許法（昭和24年法律第147号）	第 5 条 の 2 第 1 項および第 3 項ならびに第15条		
公 安 委 員 会 規 則			
滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和 7 年 9 月 30 日 滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英 滋賀県公安委員会規則第19号 滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 滋賀県道路交通法施行細則（昭和53年滋賀県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。 第22条第 1 項および別記様式第18号中「第24条第12項」を「第24条第13項」に改める。 別記様式第48号備考 2 中「足りの書類」の右に「（外国人にあつては、在留カード等）」を加える。 別記様式第49号中「取り消し」を「取消し」に、「又は」を「または」に、「失った」を「失つた」に改め、同様式備考 2 中「変更する場合」を「変更した者」に改め、「足りの書類」の右に「（外国人にあつては、在留カード等）」を加え、同様式備考 3 および備考 4 を次のように改める。 3 氏名を変更した者は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類を提示すること。 (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者 旅券等 (2) 国外転出者 戸籍謄本等 (3) (1)または(2)に該当しない者 住民票の写し 4 住所または氏名を変更した者で、運転経歴証明書および運転経歴情報記録個人番号カードを有するものは、上記 2 および 3 にかかわらず、変更後の住所または氏名（国外転出者にあつては、氏名）が記載された運転経歴情報記録個人番号カード（滋賀県公安委員会が必要と認める場合には、住民票の写し（国外転出者にあつては、戸籍謄本等））を提示すること。 付 則 この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。ただし、第22条第 1 項および別記様式第18号の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。			
公 安 委 員 会 告 示			
滋賀県公安委員会告示第121号 道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第 2 項第 2 号の規定により、高島市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車または駐車に関して関係者と合意したので、次のとおり公示する。 令和 7 年 9 月 30 日 滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英 1 合意した者 (1) 高島市長			

- (2) 滋賀県公安委員会
 - (3) 近畿運輸局長
 - (4) 江若交通株式会社
- 2 旅客の運送の用に供する自動車が停車または駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

停留所の名称	方向	所在地
J A 西びわこ前	東進・西進	高島市安曇川町田中104番地 5 地先
高島中学校前	北進・南進	高島市勝野1043番地先
新中野団地前	北進・南進	高島市勝野959番地 1 地先
音羽	北進・南進	高島市音羽411番地先
下古賀	北進・南進	高島市安曇川町下古賀1254番地先

- 3 停車または駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲 大津第一交通株式会社が行う一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第 3 条の 3 第 3 号に規定する区域運行に限る。）の用に供する自動車に限る。
- 4 道路または交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項
- (1) 当該停留所を使用している一般乗合旅客運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。
 - (2) 停留所における停車または駐車は、当該事業に係る運行時間内に限ること。
- 5 利用期間 令和 7 年10月 1 日から当面の間

琵琶湖海区漁業調整委員会指示

琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 2 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第 1 項の規定に基づき、漁場利用の適正化を図るため、琵琶湖における引縄釣（釣糸および釣針を有する漁具を、船舶を使用して引きまわして行う釣漁法をいう。）および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法（ビワマスの採捕を目的としたものに限る。）について次のとおり指示する。

令和 7 年 9 月30日

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 谷 口 孝 男

- 1 指示の内容
- (1) 遊漁の承認 令和 7 年12月 1 日から令和 8 年 9 月30日までは、遊漁者は引縄釣および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法（ビワマスの採捕を目的としたものに限る。）（以下「引縄釣等」という。）を行ってはならない。ただし、琵琶湖海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた場合、承認を受けた遊漁船業者の使用する船舶に乗って行う場合または滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第103号）第46条第 1 項の規定により知事の許可を受けた者が行う場合はこの限りでない。当該承認を受けた者が引縄釣等を行うときは、委員会が交付した標旗を常備し、使用船舶に掲揚しなければならない。
 - (2) 承認の区分 承認を受けようとする者は、次のとおり引縄釣等に使用する船舶の区分に応じて、別に定める方法により申請しなければならない。
 - ア 自己が使用権限を持つ船舶または使用権限を持つ他者から使用を認められた船舶により引縄釣等をする者およびその同乗者（以下「プレジャーボート使用者」という。プレジャーボートには、動力船の他、カヤック等の無動力船を含む。）
 - イ 引縄釣等を行わせるために、遊漁者を漁場に案内する事業を営む者（以下「遊漁船業者」という。）
 - (3) 承認の取得義務
 - ア プレジャーボート使用者は、引縄釣等を行おうとする者ごとに承認を受けなければならない。ただし、承認は 1 人当たり 1 件とする。
 - イ 遊漁船業者は、使用する船舶ごとに承認を受けなければならない。
 - (4) 承認期間
 - ア プレジャーボート使用者においては令和 7 年12月 1 日から令和 8 年 6 月30日までとする
 - イ 遊漁船業者においては令和 7 年12月 1 日から令和 8 年 9 月30日までとする。ただし、水産試験場が実施する資源評価により前年 5 月の資源量水準が100トン以下となる場合であって、漁業者が資源管理協定に基づき漁期を短縮する場合には、漁業者と同じ期間について承認期間を短縮する。
 - (5) 承認数

- ア プレジャーボート使用者の承認数は1,171人以内とする。
- イ 遊漁船業者が使用する船舶の承認数は40隻以内とする。
- (6) 釣法の限定 竿を使用しない引縄釣は禁止する。
- (7) 同時に用いることができる竿の本数および釣針の個数
 - ア 竿の本数は、プレジャーボート使用者は承認 1 件当たり 2 本以内とする。承認を受けた遊漁船業者が使用する船舶にあつては、乗客 1 人当たり 2 本以内とし、これに 1 隻当たり 2 本を加えた本数以内とする。
 - イ 釣針の数は、竿 1 本につき 1 個（シングルフック）とする。
- (8) 保持（キープ）および持ち帰ることができるビワマスの数
 - ア 承認を受けたプレジャーボート使用者が保持（キープ）および持ち帰ることのできるビワマスの数は、承認 1 件につき 1 日当たり 5 尾までとする。
 - イ 承認を受けた遊漁船業者が使用する船舶において保持（キープ）および持ち帰ることのできるビワマスの数は、乗客 1 人につき 1 日当たり 5 尾までとする。なお、遊漁船業者はビワマスを持ち帰ってはならない。
- (9) 申請手続および承認基準等 承認の申請手続、承認基準その他必要な事項は、別に定める。
- (10) 採捕の報告 プレジャーボート使用者は承認者ごとに、遊漁船業者は承認を受けた船舶ごとに、以下のいずれかにより採捕の結果を報告しなければならない。
 - ア インターネット（ビワマス採捕報告専用ページ）による報告
 - イ 採捕状況報告書（別に定める様式）の提出による報告
- (11) 標旗の返納 1 (i)の承認により交付した標旗は、別に定める期限までに返納しなければならない。
- (12) 漁業被害の未然防止 漁労中の他船から 1 キロメートルの範囲内および敷設された漁具から300メートルの範囲内においては、引縄釣等による採捕行為をしてはならない。
- 2 指示の期間 令和 7 年12月 1 日から令和 8 年11月30日まで
- 3 指示に従わない者に対する措置 本指示に従わない場合は、承認の取消しまたは次回の承認をしない措置をとることがある。

病 院 事 業 庁 規 程

滋賀県病院事業庁規程第11号

滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第12号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 9 月 30 日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第 3 条第 3 項中「平成 3 年法律第110号」の右に「。以下「育児休業法」という。」を加え、同条第 5 項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

第12条第 1 項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に、「以下この条、次条第 2 項、第22条第 1 項第 5 号ならびに第 9 号キおよびソならびに別表第 2 の16の項ならびに別表第 3 の 3 の項および 4 の項において」を「第22条第 9 号タおよびツ、第23条第 1 項第 2 号および第 4 号、第23条の 3 第 1 項、第27条第 1 項ならびに別表第 2 の17の項および18の項を除き、以下」に改め、同条第 4 項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

第22条第 1 項第 9 号セ中「しない」を「しないが」に、「ソ、タおよびツ、次条ならびに別表第 2 の15の項、16の項および18の項において」を「別表第 3 の 4 の項を除き、以下」に改める。

第23条第 1 項中「第23条の 4 第 1 項」を「第23条の 5 第 1 項」に改め、同条第 4 項中「、始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続した」を削る。

第23条の 2 第 4 項を次のように改める。

4 育児休業法第19条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）、次条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で願い出る子育て支援時間（以下「第 1 号子育て支援時間」という。）または第28条の 2 第 1 項に規定する高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1 日につき 2 時間から当該第 1 号部分休業、第 1 号子育て支援時間または高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第23条の 3 第 1 項中「一部」を「全部または一部」に改め、同条第 2 項中「1 日につき 2 時間を超えない」を「、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までごとに前項の職員があらかじめ申し出た次に掲げるいずれかの」に、「期間と」

を「時間と」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 1日につき2時間を超えない範囲内
- (2) 1年につき次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間を超えない範囲内
 - ア 非常勤の職員以外の職員 77時間30分
 - イ 非常勤の職員 当該非常勤の職員の勤務日1日当たりの勤務時間の時間数に10を乗じて得た時間

第23条の3第3項中「子育て支援時間」を「第1号子育て支援時間」に改め、同条第4項を次のように改める。

- 4 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業、介護時間または第28条の2第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の第1号子育て支援時間については、1日につき2時間から当該部分休業、介護時間または高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第23条の3に次の2項を加える。

- 5 第2項第2号に掲げる範囲内で願い出る子育て支援時間（以下「第2号子育て支援時間」という。）の単位は、1時間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号子育て支援時間を承認することができる。
- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の願出があったとき 当該勤務時間の時間数
 - (2) 第2号子育て支援時間の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の願出があったとき 当該残時間数

- 6 第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）をした職員は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の当該第2項申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該第2項申出の内容を変更しなければ当該職員の小学校またはこれに準ずる学校に就学している子の養育に著しい支障が生じると病院事業庁長が認める事情がある場合に限り、当該第2項申出の内容を変更することができる。

第23条の5を第23条の6とする。

第23条の4の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第1項中「申告、請求または申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第23条の5とし、第23条の3の次に次の1条を加える。

（妊娠または出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第23条の4 病院事業庁長は、滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号。以下「育児休業条例」という。）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告または申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 育児休業条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 病院事業庁長は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、3歳に満たない子を養育する職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間のうちに、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 病院事業庁長は、第1項第3号または前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第24条第3項中「子育て支援時間願簿」を「子育て支援時間簿」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第2項申出および第23条の3第6項の規定による変更は、子育て支援時間簿により行うものとする。

第27条第1項中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部または一部」に改め、同条第2項中「滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）」を「育児休業条例」に改める。

第29条の2第1項中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を削る。
別記様式第12号の3を次のように改める。

様式第12号の3（第24条関係）

（第1面）
子育て支援時間簿

申出対象期間	年度
--------	----

所属	氏名

1 願出に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月日	申出の内容 (①または②を記入)	※ 申出の内容（変更後の内容も共通） ① 1日につき2時間を超えない範囲内 ② 1年につき第23条の3第2項第2号に規定する時間（10日相当）を超えない範囲内
	月 日		

3 変更（第1回目）	変更月日	変更後の内容 (①または②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有または無を記入)	(所属長の確認)	決裁
	月 日					

3 変更（第2回目）	変更月日	変更後の内容 (①または②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有または無を記入)	(所属長の確認)	決裁
	月 日					

4 備考	
------	--

注1 この子育て支援時間簿には、願出に係る子の氏名、願出者との続柄等（当該子が育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあつては、その事実）および生年月日を証明する書類またはその写しを添付してください。

2 第1面のほか、第1号子育て支援時間の承認の願出の場合は第2面、第2号子育て支援時間の承認の願出の場合は第4面を用いてください。

3 第1号子育て支援時間の承認が、職員からの願出に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入してください。

(第2面)

第1号子育て支援時間の承認の願出の場合
年度

整理 番号	※ 子育て支援時間の承認の願出をする期間			※ 願出月日	※ 願出者 の確認	決裁		備考
	月 日	毎日／ 曜日等	時 間			所属長 の確認	主任の 確認	
1	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				
2	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				
3	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				
4	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				
5	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				
6	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				
7	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				
8	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				
9	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				
10	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				

(※印の欄は、職員が記入または確認をしてください。)

(第3面)

第1号子育て支援時間の承認の取消しの場合
年度

整理 番号	※ 子育て支援時間の承認の取消しの期間				※ 願出者 の確認	決裁		備考			
	月 日		時 間			所属長 の確認	主任の 確認				
1	月	日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで				
2	月	日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで				
3	月	日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで				
4	月	日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで				
5	月	日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで				
6	月	日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで				
7	月	日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで				
8	月	日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで				
9	月	日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで				
10	月	日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで				
11	月	日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで				
12	月	日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで				
13	月	日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで				
14	月	日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで				
15	月	日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで				
16	月	日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで				

(※印の欄は、職員が記入または確認をしてください。)

(第4面)

第2号子育て支援時間の承認の願出の場合
____年度

第2号子育て支援時間の時間数											時間	分								
整理 番号	※ 子育て支援時間の承認の願出をする期間					※ 願出 時間数	※ 残時間数	※ 願出月日	※ 願出者 の確認	決裁		備考								
	月 日		時 間							所属長 の確認	主任の 確認									
1	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	月	日				
2	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	月	日				
3	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	月	日				
4	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	月	日				
5	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	月	日				
6	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	月	日				
7	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	月	日				
8	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	月	日				
9	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	月	日				
10	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	月	日				
11	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	月	日				
12	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	月	日				
13	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	月	日				
14	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	月	日				
15	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	月	日				
16	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	月	日				

(※印の欄は、職員が記入または確認をしてください。)

付 則

- 1 この規程は、令和 7 年10月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日から令和 8 年 3 月31日までの間における子育て支援時間の承認の願出をする場合における改正後の第23条の 3 第 2 項第 2 号の規定の適用については、同号ア中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同号イ中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 この規程の施行の際現にある改正前の別記様式第12号の 3 による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

